

# 令和5年度 成年後見ステーション実績報告

日時：令和6年7月30日（火）  
午後1時30分～  
場所：京田辺市役所 5階  
全員協議会室

# 成年後見制度利用促進法について

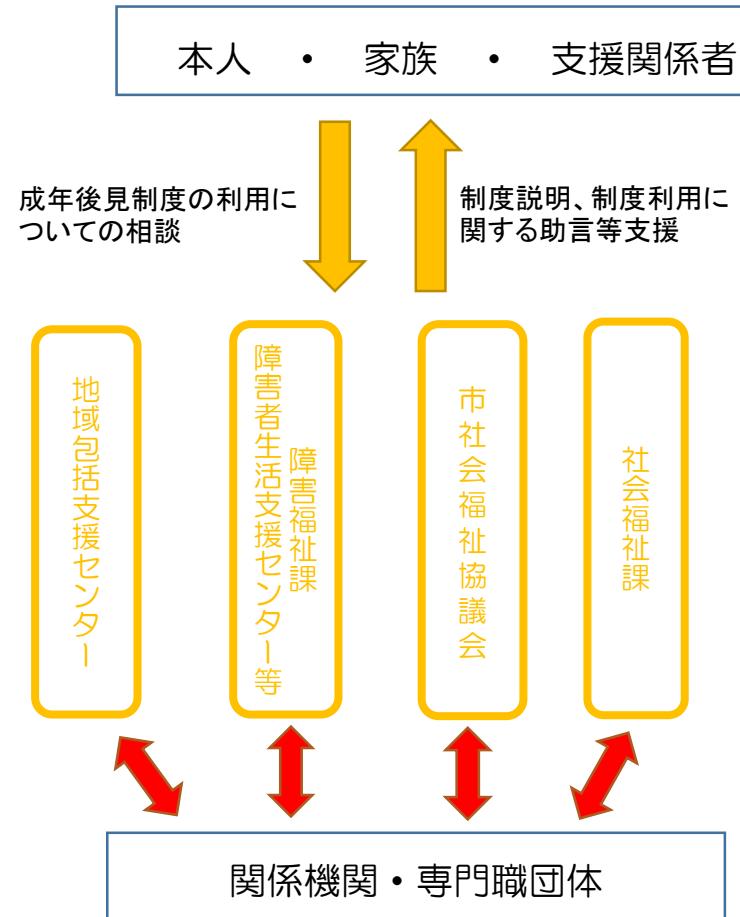
成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等にある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にある。

## ● 「成年後見制度利用促進法」（平成28年5月13日施行）

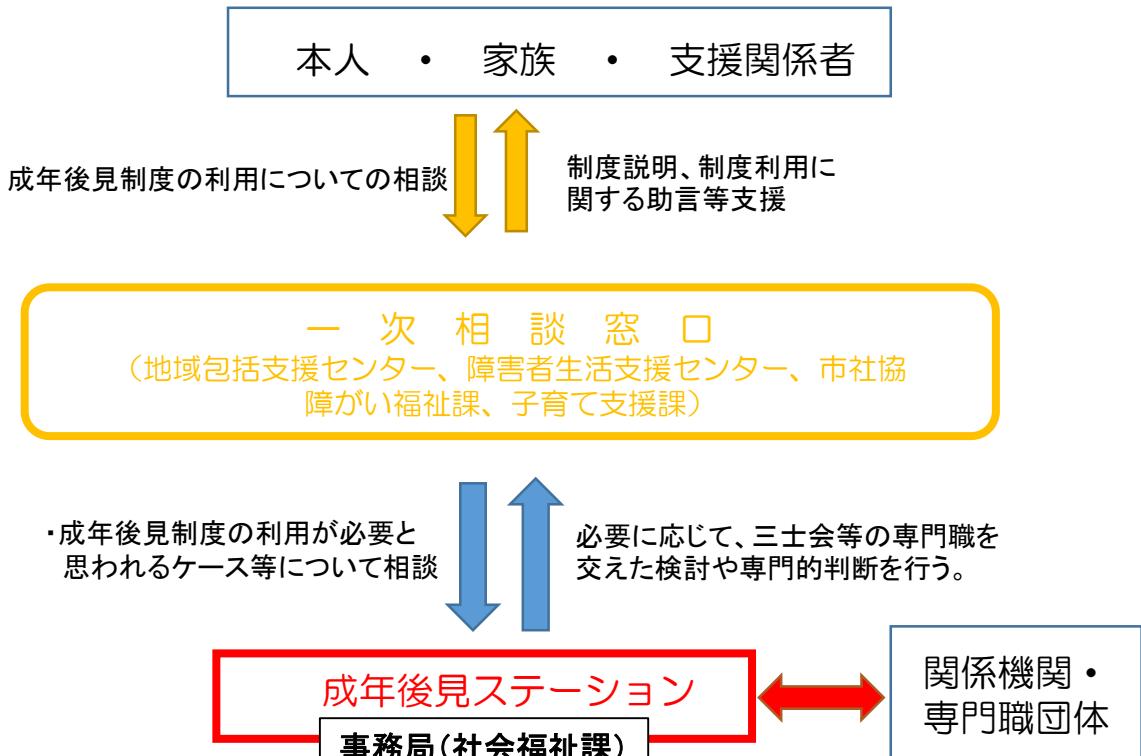
国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、市町村において、地域連携ネットワークや中核機関の段階的・計画的整備に向けて、市町村計画を定めるよう努めることとされた。

# 京田辺市の成年後見制度支援体制

(従来)



(令和4年4月～)



# 京田辺市の概要

	令和6年3月31日時点	令和5年1月31日時点	(単位:人)
人口	71, 667	(71, 405)	
65歳以上の人団	17, 660	(17, 611)	
要介護認定者数	3, 299	(3, 130)	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	680	(587)	
療育手帳所持者数	632	(578)	
日常生活自立支援事業利用者数	38	(39)	
成年後見制度利用者数 <small>(家庭裁判所からの提供 資料より引用)</small>	後見	81	(69)
	保佐	52	(47)
	補助	10	(11)
	任意後見	1	(1)

# 令和5年度成年後見ステーション実績報告

## 1. 相談支援事業

### 【成年後見ステーションにおける対応ケース】

13件（令和6年3月末現在）

○内訳

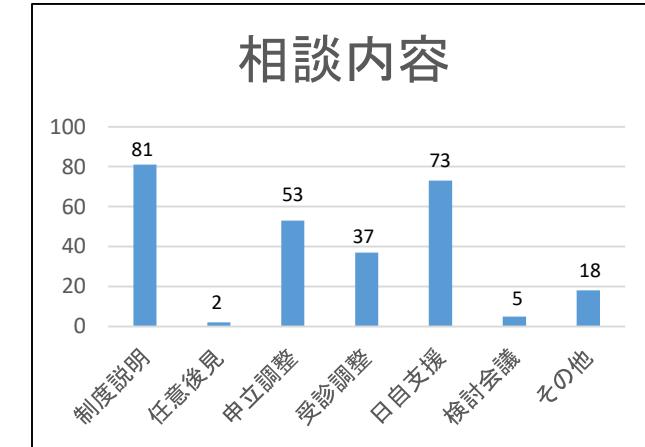
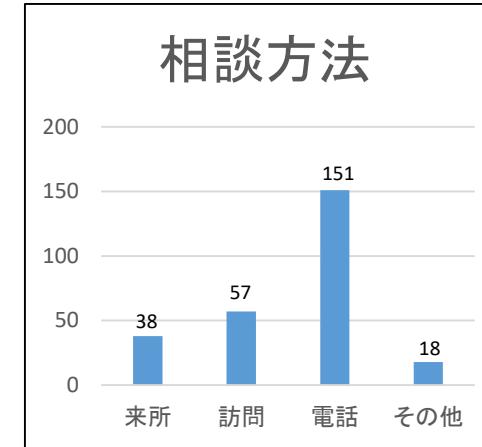
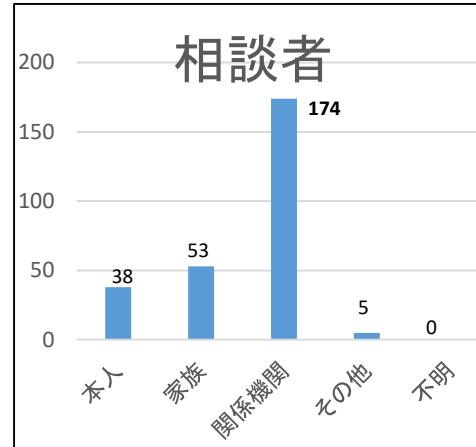
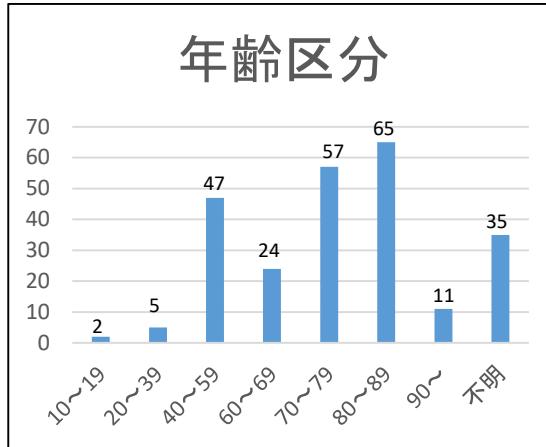
区分	高齢	障がい	合計
件数	11件 (うち新規7)	2件 (うち新規1)	13
内容	申立てに関する支援	8件 (市長申立3件、 本人申立1件)	1件 (親族申立1件)
	その他	3件	1件
個別ケースについて専門職への助言依頼			4

ケース傾向

- 高齢者ケースでは、身寄りのない高齢者、認知症の夫婦・きょうだいの申立てに係る相談など
- 障がい者ケースにおいては、負債や生活困窮、本人の制度利用に対する拒否等、複合的な課題による支援方針の検討など

⇒世帯として支援が必要なケースが増えてきている

# 令和5年度一次相談窓口対応件数 (参考)



## (相談、支援内容の傾向)

- 銀行が認知症と知れば通帳が使えなくなるのではないか、という不安からの制度利用についての相談や、金融機関から制度の案内があって相談にくるケースなど。
- 今後のために制度について知りたい、任意後見制度について知りたいなど。
- 携帯電話等での電子マネーや後払いなどのオンライン決済の利用によって、金銭管理支援の難しさがあるケースが増えてきている。

# 令和5年度成年後見ステーション実績報告

## 2. 広報、啓発事業

- 成年後見制度や相談窓口の周知に向けた広報活動

「権利擁護に関する相談窓口」のリーフレットの発行(令和5年9月)

- 啓発事業の実施

○成年後見ステーション権利擁護研修「成年後見制度の利用と手続きの進め方」

開催日：令和5年9月28日(木)

内容：成年後見制度、地域福祉権利擁護事業について、京田辺市成年後見ステーションについて

出席者：32名(高齢者関係 19名、障がい関係 6名、医療機関 4名、その他 3名)

○市民向け啓発事業

内容：市役所ロビーにて成年後見制度についてのパネル展示、資料の配付

開催日：令和6年1月15日～19日

# 権利擁護研修（事業所・病院向け） 『成年後見制度について考えよう』

# 一般向け権利擁護啓発事業 『ご存じですか？成年後見制度』

